

平成23年度第3回富里市国民健康保険運営協議会会議録（要点筆記）

招集年月日	平成24年2月9日		
招集の場所	富里市役所 別館2階 大会議室		
開会・閉会の時間	開会 平成24年2月9日 14時00分 閉会 平成24年2月9日 15時30分		
◎会長 ○会長職務代理	氏名	出欠等の別	届出の有無
	◎池田 明	○	
	○大塚 良一	○	
	林田 美恵子	○	
	綿貫 文雄	○	
	大竹 俊子	○	
	田中 章三	○	
	我妻 道生	○	
	内田 啓二	欠	有
	麻野 邦子	○	
会議録署名委員	池田 明		
説明のため出席した者の職氏名	国保年金課長 栗原 智彦		
	国保年金課副主幹 甲田 修巳		
	国保年金課主査 君塚 純		
職務のため出席した者の職氏名			
会議に附した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成23年度第3回富里市国民健康保険運営協議会会議次第

日 時 平成24年2月9日（木）
午後2時00分～
場 所 別館2階 大会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議 題

(1) 平成23年度富里市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）
について

(2) 平成24年度富里市国民健康保険特別会計当初予算(案)について

(3) 富里市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

(4) 富里市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱（案）の概要
について

4 その他

次回会議予定

事務局（案） 平成24年5月17日（木）午後

※開催する場合は事前に通知します。

5 閉 会

○委員の意見 ⇒市の説明

議題

(1) 平成 23 年度富里市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (案)について

⇒今回の 3 月補正予算は主に交付決定や決算見込数字との差額を補正するものです。

新たなものとして、70 歳以上の医療機関等での一部負担金割合を 1 割に凍結する措置が継続されるため高齢受給者証の再交付にかかる費用及びそれに対する国の補助金を計上しています。また、新たに一般会計から法定の繰入として国保財政安定化支援事業繰出金を計上しています。国保財政は非常に厳しくなっていますので精査して財源を捻出しましたが、最終的には歳入歳出の財源不足分 17,332 千円を一般会計から法定外の繰入金としていただく予定です。

○70 歳以上の負担割合は 1 割が継続されるか。

⇒継続される予定ですので、4 月 1 日からの高齢受給者証を 3 月中に再発行するための費用を補正予算で計上しています。

○葬祭費を 150 万円減額しているが予算は足りるか。

⇒12 月末時点 43 件ですので、昨年度の同時期よりも 22 件ほど少なくなっています。年間では 86 件程度を見込んでいますので、今年については減額しても大丈夫と思われます。なお、平成 22 年度及び平成 21 年度はそれぞれ 108 件ずつでした。

○高齢者医療制度円滑運営事業補助金の補助割合はどれくらいか。

⇒一部委託費用等を除き全額補助されます。委託費用等は特別調整交付金で措置されます。

採決・・・挙手全員

(2) 平成 24 年度富里市国民健康保険特別会計当初予算(案)について

⇒平成 24 年度当初予算は、前年度比 3 億 1,521 万 8 千円、5.8%増の 57 億 6,913 万 8 千円を計上しました。

歳入の主な増減の理由 (6 点)

- ① 国庫支出金、県支出金の負担率の変更 (国負担率 34%⇒32%、県調整交付金 7%⇒9%)
- ② 療養給付費等交付金の増 (退職被保険者の増)
- ③ 前期期高齢者交付金の増 (65 歳以上被保険者の増)
- ④ 繰入金の減 (一般会計からの繰入金を計上しない)
- ⑤ 繰越金の計上 (剰余金の取扱い変更による)
- ⑥ 国民健康保険税の増 (目標収納率の引き上げ)

歳出の主な増減の理由 (4 点)

- ① 保険給付費の増 (医療費の増加)
- ② 後期高齢者支援金等の増 (一人当たり単価の増)
- ③ 介護納付金の増 (一人当たり単価の増)
- ④ 保健事業費の増 (特定健康診査受診率や特定保健指導実施率の向上対策)

○保健事業費の増とは何をやるのか。

⇒勧奨はがきを印刷し、未受診者に対して送付して特定健康診査の受診を勧奨します。保健指導については専門の教材を購入し、教室の内容を充実させます。また、農協健診の受診者の結果を取り入れて受診率向上を目指していきます。

○予防は非常に大事ですので、力を入れていただきたい。

○特定健診のペナルティはどうなっているか。

⇒現在、ペナルティはありません。ペナルティは実績に応じて最大 10%加算されるとされていますが、国の医療制度改革の中でどうなるかまだ具体的に示されていません。

○本来なら国保会計で人件費まで賄うはずだが、それもできていない。もっと国が負担すべきと思う。

採決・・・挙手全員

(3) 富里市国民健康保険税条例の一部改正(案)について

⇒地方税の施行令の改正により国民健康保険の法定限度額は平成23年4月から基礎課税額51万円、後期高齢者支援金等課税額14万円、介護納付金課税額12万円に改められています。今回はこの地方税法の改正に伴い富里市国民健康保険税の課税限度額を医療分として現行50万円を51万円、支援分として13万円を14万円、介護分として現行10万円を12万円、合計で現行73万円を77万円の4万円引き上げるものです。施行日は平成24年4月1日を予定しています。限度額を引き上げることによって影響を受ける世帯は、国民健康保険加入の9,575世帯のうち約3%弱となっています。近隣他市についても成田市を除く郡内すべての市で77万円にする予定です。

○本来、国保会計の独立採算が理想だが、程遠い状況であり、地方税法の改正ということもあるので、仕方ないと思う。

○現行で73万円を4万円引き上げるが、近隣市の状況を見てもほとんど77万円であり、富里市も近隣市と同様にする案で良いのではないかと思う。医療費は年々増大すると思われるので、ここで上げないと何年か後に近隣市よりも大きく限度額を上げることになってしまう。

○現行を維持した場合とあげた場合の差額はどのくらいか。

⇒調定額で約900万円、収入額で約759万程度になります。

○対象は裕福な方ということになるが、やはり77万円というのは非常に高額である。しかし、国保自体が制度疲労しているため、賛成するしかないかを感じる。

○際限なく保険税を上げていくことはできない。市単独の補助事業なども精査して被保険者の負担を増やさないようにする努力も必要だと思う。

○国保は、無職の方が増えてきているから、構造的に厳しい。

採決・・・挙手全員

(4) 富里市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱(案)の概要について

⇒国民健康保険法第44条に基づく減免措置ですが、減免を行うための条件として被保険者が入院する場合で著しく収入が減少したという要因が条件になります。そして世帯主及び当該世帯に属する被保険者すべての実収入月額と生活保護法による基準生活費の割合に応じて減額または免除、徴収

猶予を行います。案として実収入月額が基準生活費以下である場合は全額免除、120%以下の場合には2分の1を減額、130%以下の場合には6ヶ月間の徴収猶予期間を設けて分割で支払っていただくものです。国の特別調整交付金の対象となるのは免除した場合のみとなります。世帯構成や年齢等によって基準生活費が異なりますので、相談があった場合に具体的に算出することになります。相談があった場合には、申請する前にチェックリストにより事情を聞いてから申請していただく予定です。国の通知やQ&Aを参照しながら申請書類により総合的に判断して運用していきます。また、生活保護担当課とも連携しながら対応していきます。昨年度は千葉県内で要綱等を制定している市町村が12市町村でしたが、平成23年12月現在で31市町村まで増えています。

○国庫補助の対象とならない部分があるということか。

⇒案で示している2分の1減額というところは、特別調整交付金の対象にならないということです。

○預貯金総額の確認はどうするか。

⇒世帯主及び国民健康保険被保険者の方々全員分のすべての預金通帳を確認します。

○家族の中に裕福な方がいる場合はどうするか。

⇒世帯主の場合、国民健康保険に加入していなくても収入を確認させていただきます。社会保険だった場合、申請する方は収入も低く社会保険の被扶養者に該当すると思われまますので、社会保険の扶養認定についてご案内します。

○預貯金通帳だけの確認ではなく、資産や不動産などの財産も確認する必要があるのではないか。

⇒申請書の様式の中に不動産や動産、株、その他の財産、借入れなども記入する欄を設ける予定です。

○チェックリストの中に動産・不動産等も入れたほうが良いのではないかと。

⇒申請書は細かくなっていますので、対象となる可能性が高い人だけに申請書を記入していただく予定です。チェックリストは事前にチェックするためのものです。

○制度を作った場合、医療費で困ったときには役所に相談するように周知してほしい。

○県内市町村の実績はどのくらいか。

⇒21年度の実績として当時12市町村で受付が8件、決定が6件ということです。

○意外と12市町村で8件というのは少ないが、富里としてはどの程度想定しているか。

⇒過去1年以内に条件を満たす要件があったかを前提として次に収入ということになりますので、多くの方が対象になるものではございません。想定するにしても数件の範囲と思われまます。

○預貯金の調査権はあるんですか。

⇒調査権はあります。また、申請者から同意書をいただく予定です。

○預金調査をして、申請内容に虚偽があった場合には返金していただく必要があると思います。

⇒決定後に虚偽申請が発覚した場合は決定を取消すこととなります。

○預金調査は行うのか。

⇒国のQ&Aには必ずしも預金調査まで必要としていませんが必要に応じて対応することになります。申請にあたっては取り消す場合もある旨を十分に説明したうえで対応していくこととなります。

○農業従事者で病気で働けなくなって作物を作れなくなった場合も該当するか。

⇒国民健康保険法第44条の要件には該当しますが、預貯金の総額がどの程度かによって対象になる場合とならない場合に分かれます。

採決・・・挙手全員

次回会議予定

事務局（案） 平成 24 年 5 月 17 日（木）午後

※開催する場合は事前に通知します。

その他

富里市国民健康保険運営協議会委員定数について

⇒現在、国民健康保険条例施行規則第 8 条会議は条例第 2 条第 1 号から 3 号までに掲げる委員の各一人以上を含む過半数以上の出席が無ければ開くことができないと規定していますが、印旛管内ではすべて委員定数の過半数以上というような規定になっていますので、他市と同じように委員定数の過半数の出席で会議が成立という形に改正させていただきたいと考えています。

○委員の医師は木曜日が休診ですが、そのときに検診が入っていたりその日しかできないことがあったりとかいろいろありますので、過半数の出席ということで良いと思います。

⇒各号の委員がすべて欠席されるような場合は、事前に資料をお持ちして説明に上がります。